

第1章 指名委員会

- 第 1 条 指名委員の氏名は、総会の1ヶ月前までに全会員に知らせる。
- 第 2 条 指名委員会は、選挙の少なくとも10日前までに、候補者の氏名・地区名・PTAにおける経歴を全会員に知らせる。
- 第 3 条 候補者の追加指名は、選挙の1週間前までに、指名委員会を通じて一般会員からなすことができる。
- 第 4 条 候補者の指名は、その氏名を発表する前に、本人の同意を得なければならない。
- 第 5 条 指名委員会は、一般会員の投票により選出された会員から候補者となすことができる。

第2章 役員ならびに会計監査委員

- 第 6 条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。
その任期は前任者の残任期間とする。
- 第 7 条 会長以外の役員および会計監査委員に欠員を生じたときは、運営委員会でこれを補充する。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 役員および会計監査委員は、年度はじめにおいて就任する。

第3章 常置委員会・特別委員会および臨時委員会

- 第 9 条 各常置委員会の委員長・副委員長は、各地区の代表（世話人）より会長が委嘱する。常置委員会の副委員長の定数は2名ないし3名とし、内1名は教職員とする。
なお、教職員の指名については、校長に一任する。
- 第 10 条 各常置委員会の委員は次の方法で選出し、会長が委嘱する。
- 1 学年成人委員は、各学年から選出する。
なお、各学年から選出された者は学年毎に協議し、学年代表各2名を互選する。
 - 2 広報委員は、その任に当たる者を各学年から選出する。
 - 3 1および2の各学年からの選出に資するため登録制を実施する。
登録制の詳細は運営委員会で定める。
 - 4 校外指導委員は、前年度12月1日現在の新年度推定世帯数により、各地区から次の人数を選出する。

世帯数	校外指導委員の数
80 以上	3 名 以上
41～79	2 名
16～40	1 名
15 以下	1名（世話人との兼可）

- 第 11 条 予算委員会は、役員および常置委員会の委員長をもって構成する。
- 第 12 条 各委員長・副委員長および委員の任期は1年とし、再任をさまたげない。
- 第 13 条 臨時委員会については、その都度定める。

第4章 校長

- 第 14 条 校長は、学校管理ならびに教育上、各常置委員会・特別委員会または臨時委員会に出席し、意見をのべることができる。

第5章 改正

- 第15条 この細則は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。ただし、改正案は運営委員会の少なくとも3日前までに各構成員に知らせておかなければならない。

第6章 慶弔内規

第16条 祝賀の場合

- ①学校の教職員の転退職者および着任者がいる場合は、転退職者には花束と記念品代を贈り、着任者には花束を贈る。
 - ・学校の教職員が転退職した場合の記念品代として本校在職1年間で3千円で、それ以後1年増えるごとに1千円を累加する。
 - ・学校長、副校長が転退職した場合は、役員で相談し（5千円+ α ）決定する。
- ②PTA役員（PTA会計監査を含む）、運営委員の退任の場合は、記念品を贈る。ただし、内容は役員が相談して決める。
 - ・PTA役員が転退職した場合は、相談して決定する。
- ③学校の教職員、PTA役員、運営委員が公の表彰をうけた場合は、記念品代として3千円を贈る。
 - ・学校の教職員が結婚および、第1子誕生の場合はお祝いとして5千円を贈る。

第17条 弔意の場合

- ①PTA会員および本校在籍児童が死亡の場合は、香典1万円と供花（花輪や生花）（上限2万円）を贈り弔問する。
 - ・学校の教職員、PTA役員、運営委員の死亡の場合は、相談して弔意を表す。
- ②下記の場合は、香典5千円と供花（花輪や生花）を贈り弔問する。
 - ・学校の教職員の父母、配偶者、子の死亡の場合。
 - ・PTA役員、運営委員の同居の父母の死亡の場合。（義父母を含む）
 - ・歴代校長および歴代PTA会長の死亡の場合。
- ③上記以外の場合は、役員が相談して弔意を表す。

第18条 見舞いの場合

- ①学校の教職員、PTA役員、運営委員が長期（1ヶ月以上）の療養の時は、役員で相談して決める。
- ②PTA会員が災害を受けた時は、役員で相談して決める。（自然災害を除く）

第19条 その他

- ①慶弔は、子安小学校PTAで行うので、学級PTAでは行わない申し合わせとする。

付 則

- 1 本細則は、平成31年4月1日より改正して実施する。